

D 1 - 3 4

5 年 保 存 ( 常 ) (令和10年12月31日まで)
----------------------------------

F N . D 1 - 2 - 0

鹿 交 企 第 1 9 0 号

令 和 5 年 5 月 1 5 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長

担当	企画指導係	TEL	■
----	-------	-----	---

特定自動運行に係る行政処分等に関する事務処理要領について

(通達)

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）等の施行に当たり、このたび、特定自動運行に係る行政処分等に関する事務処理要領を別添のとおり制定したので、事務処理に誤りのないようになされたい。

なお、この通達は、令和5年5月15日から施行する。

## 別添

### 特定自動運行に係る行政処分等に関する事務処理要領

#### 第1 特定自動運行に係る行政処分等の運用について

特定自動運行に係る行政処分の趣旨，解釈等については，道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。），道路交通法施行令（昭和35年政令第270号），道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）の規定，鹿児島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成10年鹿児島県公安委員会規則第6号。以下「聴聞規則」という。），特定自動運行の許可等に関する取扱規則（令和5年鹿児島県公安委員会規則第11号。以下「取扱規則」という。）又は「特定自動運行に係る許可制度に関する解釈及び運用上の留意事項について（通達）」（令和5年5月15日付け鹿交企第188号）の運用等を準用するものとする。

#### 第2 特定自動運行実施者に対する指示，許可の取消し及び許可の効力の停止

##### 1 基準，手続及び量定等

指示の基準，手続等は，別紙1「特定自動運行実施者への指示の基準」により，取消し及び停止の基準，処分の量定等は，別紙2「特定自動運行の許可の取消し，許可の効力の停止の基準」により取り扱うものとする。

##### 2 違反情報等の報告

警察署長は，管轄区域内において，法第75条の26第1項の規定による指示，法第75条の27第1項の規定による取消し等に該当する事実があったことを認知した場合は，行政処分上申書（別記第1号様式）に当該違反等に係る関係書類を添付し，速やかに交通企画課長を経て，鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に上申するものとする。

##### 3 指示の方法

交通企画課長は，行政処分の上申内容等を審査した上で処分相当と認め，指示を行う場合は，指示・取消処分台帳（別記第2号様式）に必要事項を記載の上，特定自動運行実施者に対し，特定自動運行に関する指示書（取扱規則第4号様式）を交付して行うこととする。

##### 4 取消し及び停止の方法

交通企画課長は，行政処分の上申内容等を審査した上で，許可の取消し又は効力の停止を行う場合は，指示・取消処分台帳又は停止・仮停止処分台帳（別記第3号様式）に必要事項を記載の上，特定自動運行実施者に対し，特定自動運行許可取消（停止）通知書（府令別記様式第五の十二）を交付して行うこととする（府令第9条の33）。

##### 5 処分執行の際の留意

### (1) 意見聴取

指示、許可の取消し及び許可の効力の停止をしようとする場合において、当該特定自動運行が、法第75条の26第2項に規定されている自動車運送事業又は第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは当該事業を監督する行政庁の意見聴取が必要であることに留意すること。

### (2) 弁明の機会の付与及び聴聞の実施

行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により、指示及び許可の効力の停止を行う場合は、弁明の機会を付与しなければならない必要があること、また、許可の取消しを行う場合は、聴聞を行わなければならない必要があることに留意すること。

## 6 取消しの公示

交通企画課長は、許可の取消しを行ったときは、特定自動運行に係る取消処分票（取扱規則別記第8号様式）により、県警ウェブサイトへの掲載及び警察情報センターへの備え付けにより公示することし、公示期間は、公示日から起算して14日間とする（法第75条の27第3項、府令第9条の34）。

## 第3 許可の効力の仮停止

### 1 仮停止の対象行為及び方法

次のいずれかに該当する場合において、道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、その事実があった場所を管轄する警察署長は、当該特定自動運行実施者に対し、仮停止処分通知書（府令別記様式第五の十三）を交付し、その事実があった日から起算して30日を経過する日を終期とする特定自動運行の許可の効力の停止（以下「仮停止」という。）を行うこと（法第75条の28第1項）。

- (1) 特定自動運行中の特定自動運行用自動車に係る交通事故があったとき。
- (2) 特定自動運行実施者又はその特定自動運行业務従事者が、特定自動運行に関し、法、法に基づく命令の規定若しくは法の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反したとき。

### 2 仮停止の報告

- (1) 警察署長は、仮停止をしようとするときは、あらかじめ交通企画課長に事案の概要及び処分を必要と認める理由を速報し、処分についての意見を聴いた上で処分を決定すること。
- (2) 仮停止を行った警察署長は、停止・仮停止処分台帳に必要事項を記載の上、速やかに仮停止処分報告書（別記第4号様式）に交付した仮停止処分通知書の写しを添えて、交通企画課長を経て、公安委員会に報告すること。

### 3 弁明の機会の付与

(1) 警察署長は、仮停止をしたときは、当該処分をした日から起算して5日以内に、当該処分を受けた特定自動運行実施者に対して、弁明の機会を付与すること（法第75条の28第2項）。

(2) 弁明調書の作成

警察署長は、特定自動運行実施者又はその代理人から口頭により弁明が行われた場合は、聴聞規則第22条に規定する弁明調書（聴聞規則別記第19号様式）を作成すること。

なお、弁明調書を作成する弁明録取者は、警察署長が指名する警察署の巡査部長以上の階級にある警察官とすること。

(3) 警察署長は、弁明終了後、速やかに弁明内容の審査を行い、仮停止を行うことが適当でないと認めたときは、その処分を取り消すとともに仮停止処分通知書の返納を受けること。

#### 第4 処分の執行及び委任

指示、許可の取消し及び許可の効力停止の処分執行については、原則、交通企画課長が行うものとし、処分執行した場合は、処分執行報告書（別記第5号様式）を作成し、公安委員会に報告すること。

なお、交通企画課長は、必要に応じて、処分執行依頼書（別記第6号様式）により、警察署長に対して、処分執行を委任することができることとし、委任を受け、処分執行した警察署長は、処分執行報告書に特定自動運行に関する指示書、特定自動運行許可取消（停止）通知書の写しを添えて、交通企画課長を経て、公安委員会に報告すること。

#### 第5 国家公安委員会への報告

交通企画課長は、特定自動運行実施者に対する指示、許可の取消し又は許可の効力の停止をしたとき、及び警察署長からの仮停止の報告を受けたときは、次の事項を国家公安委員会に報告すること。

- 処分を受けた者の氏名又は名称及び住所、法人にあつては、その代表者の氏名及びその役員の氏名並びに住所
- 処分の別及び理由
- 特定自動運行実施者に対する指示にあつては、その内容
- 処分の期日及び処分に係る期間

#### 第6 立入検査時の報告

交通企画課長及び特定自動運行を行う場所を管轄する警察署長は、法75条の25各項の規定に基づく立入検査を行った際は、その結果を立入検査結果報告書（別記第7号様式）により、交通企画課長を経て、公安委員会に報告すること。

#### 第7 簿冊の備付け

交通企画課及び各警察署に、次に掲げる台帳等を備え付け、保存期間は、20年（常用）とする。

- 1 行政処分上申書
- 2 指示・取消処分台帳
- 3 停止・仮停止処分台帳
- 4 仮停止処分報告書
- 5 処分執行報告書
- 6 処分執行依頼書
- 7 立入検査報告書

## 別紙1（第2の1関係）

### 特定自動運行実施者への指示の基準

#### 1 指示の基準

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）若しくは法に基づく政令、内閣府令若しくは国家公安委員会規則の規定若しくは法の規定に基づく鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）若しくは警察署長の処分又は他の法令に違反する行為が行われた場合は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がないと明らかに認められるときを除き、法第75条の26第1項の規定に基づき、特定自動運行実施者に対し指示をするものとする。
- (2) 指示は、比例原則にのっとって行うこと。
- (3) 指示は、特定自動運行実施者に過大な負担を課さないものとする。
- (4) 指示の内容は、違反と関連性のあるものとする。
- (5) 指示の内容は、1回の違反について1回行うものとする。

#### 2 指示の手続

- (1) 指示を行う場合において、当該指示に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴くこと。
- (2) 指示を行う場合には、鹿児島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成10年鹿児島県公安委員会規則第6号）第20条に規定する弁明通知書を交付し、特定自動運行実施者に対し弁明の機会の付与すること。ただし、作動状態記録装置を備える義務（法第75条の24の規定により読み替えて適用する法第63条の2の2第1項）等、行うべき事柄（又は行うべきでない事柄）が客観的に明確である義務に従うべきことを指示するときは、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第13条第2項第3号の規定により弁明の機会の付与を要しない。
- (3) 指示を行う場合には、行手法第14条第1項の規定に基づき、当該指示に係る特定自動運行実施者に対し、同時に、当該指示の理由を示すこと。
- (4) 指示を行う場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づき、当該指示を口頭で行う場合を除き、当該指示に係る特定自動運行実施者に対し、当該指示につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示すること。
- (5) 指示を行う場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づき、当該指示を口頭で行う場合を除き、当該指示に係る特定自動運行実施者に対し、当該指示に係る取消訴訟の被告とすべき者及び当該指示に係る取消訴訟の出訴期間を書面で教示すること。

#### 3 指示の内容

- (1) 違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきもので

あるが、それが困難なものであるときは、当該指示に従った措置をとるまでの間、特定自動運行を行わないことを指示するものとする。

- (2) 将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとする。
- (3) 状況に応じ、(1)及び(2)の指示を併せて行い、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るものとする。
- (4) (1)から(3)までに規定する措置が確実にとられたか否かを確認するため、必要に応じて、当該措置の実施状況について公安委員会に報告させる指示を行うものとする。

#### 4 指示を行った後の措置

指示を行った後は、指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合には、許可の効力の停止等の処分を行うこと。

## 別紙2（第3の1関係）

### 特定自動運行の許可の取消し，許可の効力停止の基準

#### 1 指示との関係

許可の取消し及び許可の効力の停止は，それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）に当たる道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定等の違反について法第75条の26第1項の規定に基づく指示（以下単に「指示」という。）を行い，当該指示に違反した場合に行うことを通常とする。ただし，次のような場合は，指示を行わずに，直ちに許可の取消し又は許可の効力の停止を行っても差し支えない。

- (1) 法の規定に基づく鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）又は警察署長の処分に違反した場合
- (2) 同種の処分事由に当たる法若しくは法に基づく政令，内閣府令，国家公安委員会規則の規定又は法の規定に基づく公安委員会若しくは警察署長の処分に違反する行為（以下「法令違反行為」という。）であって，悪質なものを短期間に繰り返す，又は指導や警告を無視するなど，指示によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合
- (3) 指示を行った場合に，当該指示には違反していないが，当該指示を行う事由となった法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合
- (4) 罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致した場合に限る。）
- (5) B以上の量定に相当する処分事由に当たる法令違反行為が行われた場合
- (6) (1)から(5)までに掲げる場合のほか，法令違反行為の態様が悪質で，道路における危険の防止その他交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合

#### 2 量定

許可の取消し又は許可の効力の停止の量定の区分は次のとおりとし，各処分事由に係る量定は，別表に定めるところによるものとする。

- A 許可の取消し。
- B 1月以上6月以下の許可の効力の停止。基準期間は3月
- C 10日以上3月以下の許可の効力の停止。基準期間は1月
- D 5日以上1月以下の許可の効力の停止。基準期間は7日

#### 3 許可の取消し

許可の取消しは，量定がAである処分事由がある場合のほか，2及び4から6までに定めるところにより，量定の長期が6月に達した場合で，7(2)アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり，又はその程度が著しいなどの事情から，再び法令違反行為を繰り返すおそれが強いなど改善が期待できないと判断されるときに行うものとする。

なお，別表の4の処分事由については，

特定自動運行実施者が法人である場合において，その役員が法第75条の14第1号に規定する欠格事由に該当することとなった場合で，事実判明後，当該特定自動運行実施者が速やかにその者の解任手続を進めているとき

等のように、処分事由に係る違反状態を速やかに是正、回復等することができ、又は現に是正、回復等しようとしている場合で、当初は当該違反状態を認識していなかった場合には、許可の取消しは行わないものとする。

#### 4 許可の効力の停止の併合

処分事由に当たる法令違反行為が2以上行われた場合は、一の行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその2分の1の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものとする。

#### 5 観念的競合

2以上の処分事由に該当する一つの法令違反行為について、許可の取消し又は許可の効力の停止を行う場合は、それらの処分事由に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち、最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

#### 6 常習違反加重

最近1年間に3月以上の許可の効力の停止を受けた特定自動運行実施者が、当該許可の効力の停止の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったときは、許可の取消しを行うものとする。

また、最近3年間に許可の効力の停止を受けた者に対し、許可の効力の停止を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がAに相当するときを除き、当該許可の効力の停止の処分事由について、2、4及び5に定める量定の長期及び短期に、それぞれ最近3年間に許可の効力の停止を受けた回数<sup>2</sup>の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。

#### 7 許可の効力の停止に係る期間の決定

許可の効力を停止する期間は、次のとおりとする。

- (1) 量定がAに相当するもの以外のものについて許可の効力の停止を行う場合は、前記2に定める基準期間（4に規定する場合は、各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、5に規定する場合は、各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、6後段に規定する場合は、当該処分事由について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。）によるものとする。
- (2) 許可の効力の停止を行う場合において次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、(1)にかかわらず、情状により、2及び4から6までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。
  - ア 処分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。
    - (ア) 最近3年間に同一の事由により行政処分に処せられたこと。
    - (イ) 指示を行った場合にその事由となった法令違反行為と同種の法令違反行為を行

ったこと。

- (ウ) 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。
- (エ) 悔悛の情が見られないこと。
- (オ) 地域住民からの苦情等が多数あること。
- (カ) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

イ 処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

- (ア) 他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。
- (イ) 処分事由に係る法令違反行為を防止できなかったことについて過失が小さいと認められること。
- (ウ) 最近3年間に処分事由に係る法令違反を行ったことがなく、悔悛の情が著しいこと。
- (エ) 改善措置を自主的に行っていること。

(3) 別表の3の処分事由については、

特定自動運行の経路の一部において、道路工事、交通規制の変更その他の事後的な要因により、当該特定自動運行用自動車に係る自動運行装置の使用条件を満たさないこととなる区間が存在することとなった場合において、当該特定自動運行実施者が、直ちに、当該区間を含まない経路において特定自動運行を行うための特定自動運行計画の変更の許可を受けようとしているとき等のように、特定自動運行実施者の責に帰すべきではない客観的事情によるものであって、処分事由に係る違反状態を速やかに是正、回復等することができ、又は現に是正、回復等しようとしている場合には、許可の効力の停止は行わないものとする。

## 8 許可の取消し及び効力の停止の手続

- (1) 許可の取消し又は効力の停止を行う場合において、当該処分に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴くこと。
- (2) 許可の取消しを行う場合には、鹿児島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成10年鹿児島県公安委員会規則第6号。以下「聴聞規則」という。）第8条に規定する聴聞通知書を交付し、特定自動運行実施者に対し聴聞の機会を付与すること。
- (3) 許可の効力の停止を行う場合には、聴聞規則第20条に規定する弁明通知書を交付し、特定自動運行実施者に対し弁明の機会を付与すること。
- (4) 許可の取消し又は効力の停止を行う場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、当該処分を口頭で行う場合を除き、当該処分に係る特定自動運行実施者に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示すること。
- (5) 許可の取消し又は効力の停止を行う場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、当該処分を口頭で行う場合を除き、当該処分に係る特定自動運

行実施者に対し，当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者及び当該処分に係る取消訴訟の出訴期間を書面で教示すること。

9 許可の効力の停止と他の行政処分との関係

許可の取消しを行うときは，許可の効力の停止は行わないものとする。

また，許可の効力の停止を行う場合において，法令違反状態の解消等のため必要があるときは，当該許可の効力の停止の処分事由について指示を併せて行うことができる。

別表

処 分 事 由	関 係 条 項	量 定
<p>1 法又は法に基づく政令，内閣府令若しくは国家公安委員会規則の規定に違反する行為</p> <p>(1) 不正の手段による許可の取得</p> <p>(2) 特定自動運行計画の無許可変更</p> <p>(3) 特定自動運行計画等の遵守義務違反</p> <p>(4) 特定自動運行における救護義務違反（人の死傷があった場合）</p> <p>(5) 特定自動運行における救護義務違反（(4)の違反行為に該当する場合を除く。）</p> <p>(6) その他の法又は法に基づく政令，内閣府令若しくは国家公安委員会規則の規定に違反する行為</p>	<p>法第75条の12第1項，法第75条の16第1項，法第117条の2第2項第4号</p> <p>法第75条の16第1項，法第117条の2第2項第5号</p> <p>法第75条の18，法第117条の4第2項</p> <p>法第75条の23第1項前段，同条第3項前段，法第117条第3項</p> <p>法第75条の23第1項前段，同条第2項，同条第3項前段，法第117条の5第2項</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>D</p>
<p>2 法の規定に基づく公安委員会又は警察署長の処分</p> <p>(1) 特定自動運行実施者に対する指示違反</p> <p>(2) 許可の効力の停止違反</p> <p>(3) 許可の効力の仮停止違反</p>	<p>法第75条の26第1項，法第117条の2第2項第6号</p> <p>法第75条の27第1項，法第117条の2第2項第3号</p> <p>法第75条の28第1項，法第117条の2第2項第3号</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>A</p>
<p>3 特定自動運行計画が法第75条の13第1項各号に掲げる許可基準に適合しなくなったとき</p>		<p>B</p>
<p>4 特定自動運行実施者が法第75条の14各号に掲げる欠格事由のいずれかに該当することとなったとき</p>		<p>A</p>

別記

第1号様式（第2の2関係）

鹿児島県公安委員会 殿		第 号	
		年 月 日	
		警察署長	
行政処分上申書			
被 処 分 者	特定自動運行実施者		
	氏 名 (生年月日)	年 月 日生 ( 歳)	
	住 所		
	法人の名称 (法人代表者)		
許可証番号		許可年月日	
違反事項 (関係条項)			
審査基準 不適合事項 (法75条の13)	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無		
欠格事項 (法75条の14)	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無		
処分意見	<input type="checkbox"/> 許可の取消 <input type="checkbox"/> 許可の停止 <input type="checkbox"/> 指示		





第 号  
年 月 日

仮 停 止 処 分 報 告 書

鹿児島県公安委員会 殿

警 察 署 長

道路交通法第75条の28の規定により、別添仮停止処分通知書の写しのとおり、下記の者の特定自動運行許可を仮停止したので報告する。

記

- 1 住所
  
- 2 氏名又は名称
  
- 3 仮停止処分実施日時、場所

第5号様式（第4関係）

処 分 執 行 報 告 書			
鹿児島県公安委員会 殿 （交通企画課扱い）		第	号
		年	月
		日	
		所	属
		長	
処分書交付日時 （指示・取消・停止）		年	時
		月	分
		日	
交付場所			
被 処 分 者	氏 名 （生年月日）	年 月 日生（ 歳）	
	住 所		
	法人の名称 （法人代表者）		
許可証番号			許可年月日
処分執行者 の官職，氏名			
備 考 （特異事項等）			

備考 所属長部分には、交通企画課長又は処分執行した警察署長を記載すること。  
 また、該当する処分内容を○で囲むこと。

第6号様式（第4関係）

処 分 執 行 依 頼 書			
警 察 署 長 殿		第 年 月 日	号 日
交 通 企 画 課 長			
依頼する処分内容		指 示 ・ 取 消 ・ 停 止	
被 処 分 者	氏 名 (生年月日)	年 月 日生 ( 歳)	
	住 所		
	法人の名称 (法人代表者)		
許可証番号		許可年月日	
執行依頼の理由			
備 考 (添付書類等)			

備考 該当する処分内容を○で囲むこと。

第7号様式（第6関係）

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

警 察 署 長 名

立 入 検 査 結 果 報 告 書

道路交通法第75条の25の規定に基づき、立入検査を行ったので、下記のとおり報告する。

記

- 1 立入検査実施日時
- 2 立入検査を行った事業所（事業所名，所在地）
- 3 立入警察官
- 4 検査立会者
- 5 立入検査をする理由
- 6 実施結果
- 7 その他